

令和５年度
防 衛 省
選考採用試験（一般職（行政区分）相当）
受 験 案 内

１．職務内容及び待遇

- 国家公務員一般職（行政区分）試験に合格した者相当として採用し、防衛省所管行政に関する政策の企画立案又は調査研究に関する事務を担当することが期待される職員として任用します。

２．求める人材

- (1) 公務に対する強い関心と、全体の奉仕者として働く熱意を有する者
- (2) 課題を解決できる論理的な思考力、判断力、表現力その他総合的な能力を有する者
- (3) 適切かつ効果的に対人折衝・調整を行うことのできる能力を有する者
- (4) 職務経験を通じて体得した効率的かつ機動的な業務遂行の手法その他の知識及び能力を有する者
- (5) 採用後の研修又は職務経験を通じてその知識及び能力の向上が見込まれる資質を有する者

３．応募資格

- 大学卒業又は同等以上の学力を有すること
- 民間企業、官公庁、国際機関等において、正社員・正職員又はそれに準ずる職務経験が令和６年４月１日現在で通算９年以上となる者

※ 応募資格を満たしているかどうかを確認するため、最終合格者の方には、防衛省が指定する日までに勤務証明書等を提出していただきます。勤務証明書等が提出できない期間は、職務経験に通算されませんので、ご注意ください。また、勤務証明書等を提出できない場合又は虚偽の記載がなされている勤務証明書等があった場合には、採用予定が取り消される場合があります。

- 以下に該当する方は応募できませんのでご了承ください。
 - (1) 日本の国籍を有しない者
 - (2) 自衛隊法第３８条第１項の規定により防衛省職員となることができない者
 - ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者
- 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

- (3) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）
- (4) 採用予定時期までに自衛隊法第44条の6に定める定年に達する者（令和6年度における定年年齢は61歳）

4. 給与・手当

- 給与は「防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号）」に基づき、各人のこれまでの経歴に即して支給されます。手当としては、地域手当、扶養手当、期末手当・勤勉手当、超過勤務手当等があります。

（年収例） 30代前半 約500万円
 30代後半 約600万円
 40代前半 約700万円

5. 勤務時間等

- 勤務時間は1日7時間45分、原則として土、日曜日及び祝日等は休みで週休2日制を実施しています。
- 休暇には、年20日の年次休暇（4月1日採用の場合、採用の年は15日。残日数は20日を限度として翌年に繰り越し）のほか、病気休暇、特別休暇（夏季・結婚・出産・忌引・子の看護・ボランティア等）、介護休暇があります。

6. 採用予定数

- 若干名

7. 採用予定時期

- 採用予定日は令和6年4月1日を原則としますが、採用者の事情に配慮しますので、ご相談ください。

8. 選考日程

受付期間	令和5年9月4日（月）～令和5年10月16日（月）
第1次合格発表	令和5年11月上旬ごろまでに連絡 ※エントリーされた方全員に、結果をメールで通知します。
第2次選考	順次実施 ※第1次選考合格者に、日程調整のメールを差し上げます。
最終合格発表	令和5年12月下旬ごろまでに連絡（予定）

9. 選考方法

選考	選考方法
第1次	・書類選考（経歴評定） ・論文試験（職務経験等に関する論文により、防衛省所管行政に関する政策の企画等に必要な能力等を有しているかどうかを判断する試験）
第2次	・面接試験（人柄、対人能力等についての試験） ・適性検査（基礎能力、性格上の特性などを評価） ※面接試験はオンライン又は、防衛省本省（東京都新宿区市ヶ谷本村町5－1）で実施します。

10. 応募方法

- 防衛省HP内の応募フォームにより、受付期間内に必要書類を送付してください。
10月17日（火）以降に送付されたものは申込みを受け付けません。また、郵送等による応募も受け付けません。

【必要書類】

- ・履歴書（別紙様式1）
- ・職務経歴書（別紙様式2）
- ・小論文（別紙様式3）

【受付期間】令和5年9月4日（月）～令和5年10月16日（月）

11. 問い合わせ先

防衛省大臣官房秘書課 担当：稲富・佐々木・唐澤

TEL：03-3268-3111（内線：22104）

E-mail：saiyou6@ext.mod.go.jp